

令和7年度 椎葉村間柏原発電所防護対策工事実施設計業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、令和7年度 椎葉村間柏原発電所防護対策工事実施設計業務に適用する。

2. 目的及び実施概要

本村が保有する間柏原発電所（以下「発電所」という。）が令和4年に発電所前の河川（耳川）水位の上昇により内部の機器類が冠水、また、令和6年度に発電所背面の山腹崩壊により発電所建屋が一部損傷し内部に土砂等が流入したことにより被災を受け、その対策を図ることを目的とし、椎葉村間柏原発電所防護対策工事（仮称）（以下「対策工事」という。）を実施するものである。

本業務では、対策工事に係る実施設計を行うものであり、下記の（1）～（4）を実施する。

- （1） 対策方針検討
- （2） 実施設計
- （3） 関係機関協議
- （4） 打合せ協議

3. 受託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

（委託期間の延長については、別途協議するものとする。）

4. 業務内容

- （1） 対策方針検討

対策方針検討及び設計に必要となる気象データや地質・地形、周辺の人工構造物等に関する資料を収集整理し、過去の被災実績及び事前測量結果を参考に現地踏査等を行い将来的な被災可能性を加味した上で、対象外力（代力・規模等）を設定して最適な対策工法を選定する。

なお、地形データとして周辺の点群データをCD-Rにて提供する。

- （2） 実施設計

- ① 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

ア 対策工事の概算工事費は、110,000千円（税込）以内とする。ただし、前記は発電所周辺の防護対策工事費の上限とし、建屋背面の山腹上部において対策が必要であると認められる場合は、概算工事費を算出した上で、発注者と別途協議するものとする。

イ 別紙に記載する崩壊面については、別途簡易法枠工を施工予定であることを考慮した上で構造物等の設計を行うこと。

ウ 間柏原発電所建屋の屋根を取り外す際の手段及びスペースについて、関係業者と十分協議を行うこと。

エ 別紙に記載する間柏原発電所 1 号柱について、既設の場所から動かさないことを条件として設計すること。

オ 発電所建屋前の車道について、幅員を 4 m 以上確保すること。

カ 河川水位の上昇に対する対策について、過去の河川水位の最大が発電所 GL+1.5m であったことを考慮し、最低でも発電所 GL+2.5m 以上で設計すること。また、防水対策内側の排水方法についても検討すること。

キ 必要に応じて発電所横の谷部の流末処理についても検討を行うものとする。

ク 背面に擁壁等を検討する場合においては、土砂等が堆積した場合に除去が可能な設計とすること。

② 実施設計書の作成

③ 数量計算

④ 概算工事費の算出

なお、既設施設については、対策工事の方針に応じて改良や撤去等の方針を設定し、撤去施設については、撤去関係図及び数量計算書を作成する。

⑤ 照査

⑥ 成果物

提出する成果物は、次のとおりとする。

なお、下記の成果品は標準的なものであり、本村監督職員との協議により内容の変更や提出の省略をすることもできる成果物は下記のとおりとする。

ア 位置図 縮尺 1/5,000～1/10,000

イ 平面図 縮尺 1/250～1/500

ウ 縦断図 縮尺 縦 1/50～1/200、横 1/50～1/200

エ 標準横断図 縮尺 1/20～1/50

オ 横断図 縮尺 1/50～1/100

カ 詳細図 縮尺 適宜

キ 構造図 縮尺 適宜

ク 仮設工詳細図 縮尺 適宜

ケ 構造計算書

コ 数量計算書

サ 新技術活用事前評価票及び新技術・新工法検討書

シ コスト縮減提案書

ス 関係機関協議資料

セ 報告書

ソ その他監督職員が指示するもの

(3) 関係機関協議

本業務においては、関係機関と緊密な連絡を図り、業務実施中の安全を確保するものとする。

(4) 打合せ協議

本業務における設計業務については、着手時、成果品提出時のほか、本業務全般を通じ、必要に応じ関係各課との打合せ協議を行う。

なお、業務着手時及び成果品提出時には、技術管理者が立ち会うこと。

5. 再委託等について

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

6. 留意事項

- (1)関係法令・条例等を遵守すること。
- (2)本業務の実施に際し、発注者に提出された成果物等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (3)本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受注者の責任において処理すること。
- (4)本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議簿を作成し、発注者に提出すること。